

前回のご指摘概要 と検討事項

平成29年12月 1日

内閣官房

日本経済再生総合事務局

前回のご指摘概要

裁判手続等のIT化ニーズ

- 小口の訴訟が、日々大量に発生、終結を繰り返すビジネス形態では、裁判所に対して提出する書面・書証の提出が、日常的に多数発生し、**交通費、郵送料、印刷代のコスト負担が大きい。**
- 遠隔地での裁判では、**弁護士の旅費・日当**も事案により相当額になる。重要事件の場合は、傍聴のため**社員の旅費、出張手当等のコストも発生。**
- 裁判手続等がIT化された場合、消費者には手続が簡易になって利便性が高くなる。特に、**手書きでの書面作成が苦手な若年層**とか、**複雑な手続を何段階も踏んで行うことが苦手な者**にとっては、フォームにのっとして進められれば、非常に**利便性は高い。**
- 働き方改革の進展を前提に導入している「**フリーアドレス制**」では、オフィス自体が書類を置かないこととしており**裁判関係書類の保管に困っている。**
- **電子図書館の訴訟記録版のようなものができれば**進行中の事件も含め、いつでも社内から訴訟記録が参照できるようになり**大変便利。**
- **民事保全、民事執行手続、差し押さえ、仮差し押さえ、仮処分あるいは競売手続**といったもののe-Filingが実現すれば、ますます利便性の向上が図られる。
- 訴訟手続以外では、**倒産、執行（競売）もIT化の検討対象としてあり得るのではないか。**

前回のご指摘概要

諸外国の動向

- 外国でどのような状況になっているか。**具体的にどのような利便が国民に提供されているか。**他方で、その**弊害をどのような形で防止しているか**ということを参考とすべき。
- **20年前は日本が最先端**、ドイツも日本へ学びに来て日本よりも先に進むような法改正をその後に行った。日本のテレビ会議システムは証人尋問しか使えないが、ドイツでは弁論でも使える。さらに、記録についても現在IT化を進めているということで、実は日本が先行していたものを、**この20年の間に随分追い越されている**というのが、今の日本の状態。

前回のご指摘概要

裁判手続のIT化の内容・範囲①

(1) 申立てや記録の電子化

- 企業ではペーパーレス化を推進しており、裁判手続等の関係で関係者間での**書面（紙）と電子の入り交ったやり取りを改善できないか。**
- **訴訟等をインターネットでするようにして、手続のほとんどの部分について書面を作成せずに、訴訟記録全体を電子化されたものとするべき。**
- 民事訴訟法の132条の10は、紙での出力が前提となっているのでそれを変えていくべき。インターネットで利用者の利便性を高め、**当事者が裁判所に来なくても手続を進められるようにすべき。**
- 紙を**PDFするのでなくテキスト化**して、その中にある情報をうまく使うようなシステムをつくるべき。

<訴訟記録>

- 働き方改革の進展を前提に導入しているフリーアドレス制では、オフィス自体が書類を置かないこととしており裁判関係書類の保管に困っている。
- 電子図書館の訴訟記録版のようなものがあれば進行中の事件も含め、いつでも社内から訴訟記録が参照できるようになり大変便利。

前回のご指摘概要

裁判手続のIT化の内容・範囲②

(2) 事件管理の電子化

- **企業内の訴訟管理に活用可能な形でIT化されるとメリットが大きい。**訴訟の進捗管理や、件数、係争の管理、検索、抽出ができれば、そのまま**社内の訴訟管理ツールとして活用**することもできる。「アラート機能」にも利用可能か。
- **当事者が記録にすぐにアクセスでき、透明性が向上しコミュニケーションが向上すると、弁護士の業務に大きなメリットになる。**
- 持ち株会社の場合、グループ会社の中で相互に見られるとか、あるいは親だけが子のものを見られるとか、相互にアクセスできるような形にすることで、スケジュール管理、計数管理、訴訟の内容の確認が、より精緻にできる。
- **判例、裁判例を公開**することで、**利便性が向上**したり、**予測可能性を高めることができる**のではないか。

<裁判記録の公開範囲>

- 利便性の追求と裁判記録の公開、これは分けて議論すべきではないか。
- プライバシーや、企業の営業秘密について配慮が必要。

前回のご指摘概要

裁判手続のIT化の内容・範囲③

(3) 法廷の電子化

- **遠隔地での裁判**では弁護士への旅費・日当も事案によっては相当額に上り、重要事件は社員も傍聴するため、その旅費、出張手当等もかかっている。
- 運用面でも遠隔裁判では**TV会議の活用が当たり前になると、代理人も安心して出頭に変えやすい**のではないかと。
- 弁護士としてもできれば遠くに行かずに、事務所で簡便に訴訟に参加したいというニーズがある。
- 遠隔地への**移動が困難な人**にとっても、利便性は高くなる。
- **インターネット取引等の増加**によって、裁判所の管轄の問題がどうなっているかわからない、一方的に事業者から管轄裁判所を指定されると、そこで諦めてしまうという問題もある。
- TV会議制度が導入されると、遠隔地でも、**傍聴してより正確な訴訟管理、訴訟把握（訴訟の流れ、裁判官の表情、言い方、その期日の雰囲気等）**ができることが期待できる。
- 「**柔軟な期日対応**」「**出廷の必要性に応じた期日対応**」を検討し、事務連絡にすぎない期日とか、あるいは進行協議期日のような期日の場合はTV会議、電話会議等々で済ませるべき。

裁判手続のIT化の内容・範囲④

(4) IT化で念頭に置く民事紛争の対象、優先度

- 中長期的には、種別を問わずに、広く裁判手続はIT化されるべき。特殊専門的な裁判手続への部分的導入ではなくて、**基本となる一般民事訴訟での導入**を正面から目指すべき。
- **民事保全、民事執行手続、差し押さえ、仮差し押さえ、仮処分あるいは競売手続**といったもののe-Filingが実現した場合、利便性が向上。特に、不動産の競売手続は、所在地において行われるが、インターネット等を利用し、どこからでも参加できることになればその効果はより大きい。
- 裁判は費用がかかるが、消費者被害は比較的少額であること(何十万円単位のトラブルが多い)、また**裁判(勝訴)から執行の2段階の手続等**をしないと、お金を返してもらえずハードルが高い。

裁判手続のIT化の内容・範囲⑤

(5) 審理の効率化・迅速化を進めるIT化方策

- **訴訟等は一般的にインターネットで行い、その場合に、手続のほとんどの部分について書面を作成せずに、訴訟記録全体を電子化すべき。紙の書類と電子的な記録が混在するという状況はできるだけ生じないようにし、紙をできるだけなくすべき。**
- **情報が紙に記載されていることをベースとするIT化ではなくて、記録媒体のいかんを問わずに情報をそのまま利用するIT化を目指すべき。**
- **相互の期日の予定調整もe-Courtになれば、短い時間で、移動時間なく期日を入れられ、訴訟の迅速化になるのではないか。(e-Case Managementとの相乗効果)**
- **今の閉域網ではなくて、Skypeのようなオープンなネットワークを使用することも、当然検討すべき。**

前回のご指摘概要

本人訴訟に対応する方策

- ITリテラシーの低い利用者の**裁判を受ける権利をどのように保障するか**課題。日常的にITを利用しない人もまだまだ多い。インターネット上の手続きにのっつて、きちんと書類のやりとりができるか非常に不安。HP上等でわかりやすく説明等が表示されるよう仕様の工夫をすべき。

特許庁

- ・電子手続きがメイン。紙でも手続きができる。
- ・ただし、紙で提出する場合は電子化手数料が必要。

- **高齢者や障害者**への対応が課題。判断能力が低下している高齢者にとって、そもそも裁判という手続（書面作成等）は非常に難しい。裁判手続を本人がする場合は、説明とか、書面作成についての**十分なサポート体制が確立されるべき。**
- 消費者への法律教育を大前提として、消費者に**身近な、わかりやすく、利用しやすい制度**とすべき。また手続的な面だけでなく、web会議などを使い消費者の**顔が見える会議も重視**すべき。
- 悪質な事業者が安易に裁判を起こしやすくなってしまい、消費生活センターに相談する間もなく結論が出されてしまう危険性もある。裁判を起こされても、取り下げや手続停止ができるような制度が考えられると非常にありがたい。
- 裁判は費用がかかるが、消費者被害は比較的少額であること(何十万円単位のトラブルが多い)、また**裁判(勝訴)から執行の2段階の手続等**をしないと、お金を返してもらえずハードルが高い。

前回のご指摘概要

情報セキュリティ対策の在り方

- **情報漏えいやデータの消失**といった問題への対処方法は検討する必要がある。ただ、問題が起こる可能性があるからといって、それを**心配し過ぎて**、IT化の推進による**当事者の利便性向上の道を閉ざしてしまうわけにはいかない**。
- 消費者にとってIT化された場合、自分自身のパソコンの不具合、あるいはシステムダウンとかが起きたときの対処など、**セキュリティの問題が不安**。
- クラウド化、執務環境自体をオープン化というように、環境自体がいわゆるローカルからネットワークへと進歩している。従って、**標準化ということも念頭に置いて検討を進めるべき**。

企業の声（再生事務局追加ヒアリング）①

<ニーズ>

- 紙でのやりとりやFAXを利用するのではなく**電子的手段で書面等を送付**できるようにすべき。**外部と内部で書類の返還作業（紙→PDF、PDF→紙）にコストが発生**している。
- 多数の関係企業が1つになっている訴訟等は、ITで情報共有ができるようにすべき。

<期日調整等のIT化>

- 期日終了後に次回期日を決めるのではなく、**もっと事前に期日を決めたい**。日程調整だけの期日などは見直し、期日の内容によりTV会議で実施し、**当事者がすべて集まらないように工夫**すべき。
- **裁判の進捗**を分かるようにすべき（今どこで、次は何か、終局まではどのくらいか把握したい）。**訴訟がもっと早くなり利便性が増せばもっと裁判を使う**かも。紛争解決のインフラとしてもっと改善して欲しい。

<裁判・判決の公開>

- 判決文が電子化・公開されれば、新聞記事となったタイミングで本文を参照でき、問い合わせが来た際に即座に対応ができる。判例雑誌が出版されるまで待てない。遵法のためにも参照したい。
- 現在も閲覧・謄写は裁判所に行けばできるがIT化され公開されると便利。例え広く公開できなくとも、裁判所の中でデータをIT化し、それを取得できる様にすべき。

企業の声（再生事務局追加ヒアリング）②

<裁判・判決の公開>（つづき）

- (反対意見)企業のブランドイメージがあるので裁判となっていることは他に知られたくない。
- (反対意見)衆人監視が多くなると、裁判がしがたくなる恐れがある。泣き寝入りを懸念。

<外国語対応>

- 外国語対応も裁判として必要。とりわけ中国語。

<手続の簡素化（行政とのデータ連動）>

- 訴訟中に社長が変更となると届出が必要になり、登記の添付が必要。添付不要・もしくはコピーでも可にできないか。

<執行>

- 裁判で勝った場合でも、それに基づいてスムーズに執行手続ができない。事件番号でデータ管理して則、執行できるようにして欲しい。開始手続も裁判所が自動的に申請受けして発送、開始してくれると便利。訴訟費用が回収できるところまでスピードを持って成果を得ることが大切。